

平成17年度版

すぎなみの介護保険

(平成16年度実績)



はじめに

介護保険制度は、急速な高齢化の進行とともに増えていく寝たきりや認知症などにより介護を必要とする人を、社会全体で支え合う制度として、平成12年4月に創設されました。

この保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた身近な地域で、安心して自立した生活が送れるよう、保健医療サービス及び福祉サービスを総合的・効率的に提供することを目的としています。

杉並区におきましては、区民の皆様のご理解、また、主治医、ケアマネジャー、サービス事業者等、多くの関係者のご努力により、制度は着実に定着するとともに、居宅サービスを中心に利用者及びサービス量も増加し、おおむね順調に推移してきました。

一方、要介護認定者の増加にともなう給付費の高い伸びや要支援・要介護1などの軽度要介護者に対するサービスのあり方等の課題も生じてきています。

介護保険制度創設後5年を経過した今年度は制度全般の見直しの年にあたり、予防重視システムへの転換、施設給付費の見直し、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上などの方針を盛りこんだ改正介護保険法がすでに公布されています。このうち、施設給付費の見直しは平成17年10月から実施されることになっています。

現在、国の社会保障審議会介護保険部会において来年度実施にむけて各種の検討が行われていますが、これに合わせて杉並区でも第3期杉並区介護保険事業計画策定のための準備を進めているところです。区としては、「高齢者の自立支援」の理念のもと杉並らしさを生かした介護保険事業をめざし、区民に信頼されると同時に、将来にわたり持続可能な制度としていくことが重要と考えております。

さて、このたび、介護保険事業の現状をご理解いただくための一助として、「すぎなみの介護保険（平成16年度実績）」を発行いたしました。身近に置いて、ご活用いただければ幸いです。

平成17年9月

杉並区保健福祉部介護保険課

も く じ

1 介護保険のあゆみ	4
2 被保険者	6
(1) 第1号被保険者	6
(2) 第2号被保険者	6
3 介護保険料	7
(1) 第1号被保険者	7
(2) 第2号被保険者	8
4 要介護認定	9
(1) 要介護(要支援)認定の申請	9
(2) 認定調査	10
(3) 認 定	11
5 介護保険給付	13
(1) 保険給付費の推移	13
(2) 居宅サービスの利用	14
(3) 施設サービスの利用	14
(4) 福祉用具購入費の支給	15
(5) 住宅改修費の支給	15
(6) 高額介護サービス費	16
(7) 利用者負担額の減免	16
(8) 食費の自己負担額(標準負担額)の減額	17
(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免 食費の自己負担額(特定標準負担額)の減額	17

6 介護保険関連給付	19
(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	19
(2) 訪問介護利用者負担額助成事業	19
(3) 住宅改修支援助成事業(ケアマネジャー等支援事業)	20
(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	20
(5) 家族介護慰労金事業	21
(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業	21
(7) 給付適正化	21
7 財 政	22
8 介護保険運営協議会	23
9 介護保険相談	24
10 事業者支援	25
(1) 事業者連絡会	25
(2) ケアマネジャー支援事業	25
11 趣旨普及	27

1 介護保険のあゆみ

国・都・杉並区のあゆみ		
平成 8年 1 1月	第 139 回臨時国会に「介護保険関連 3 法案」(介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)提出(国)	
平成 9年 7月	「介護保険制度対策検討委員会」を設置(区)	
1 0月	「介護保険準備主査」を設置(区)	
1 2月	「介護保険関連 3 法」公布(12月17日)(国)	
平成 10年 2月	「介護保険制度推進会議」の設置(区)	
4月	「介護支援専門員に関する省令」公布(国) 「介護保険準備担当課」を設置(区)	
5月	「杉並区介護保険事業懇談会」を設置(区)	
7月	「介護保険制度のための高齢者実態調査」を実施(区)	
9月	「第 1 回介護支援専門員実務研修受講試験」実施(都)	
1 2月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布(国)	
平成 11年 2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告(区)	
3月	「介護保険法施行規則」「指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令」公布(国)	
4月	介護サービス量見込みの算出手順(正式ワークシート)を提示(国)	
6月	「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」公布(国) 「介護保険課」を設置(区) 指定事業者の申請受付を開始(都)	
9月	第 1 号被保険者該当のお知らせを送付(区)	
1 0月	要介護認定の申請受付を開始(区)(10月1日) 「介護保険事業計画素案」の民説明会開催(区)	
1 1月	政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」発表(国)	
平成 12年 2月	介護報酬単価の決定(国) 「介護保険事業計画」を策定(区)	
3月	第 1 号被保険者に介護保険被保険者証一斉交付(区) 介護保険制度住民説明会開催(区)	
4月	介護保険法施行(国)(4月1日) 杉並区介護保険条例施行(区)(4月1日) 高額介護サービス費等資金貸付基金設置(区) 「介護保険運営協議会」を設置(区)	
8月	第 1 号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送(区)	
1 1月	「杉並区介護保険サービス利用状況調査」を実施(区)	

平成13年	4月	家族介護慰労金事業開始(区) 「介護保険サービス利用者負担額助成事業」を開始(区)
	10月	保険料本来額徴収を開始(区) 「杉並区介護保険に関する調査」を実施(区)
平成14年	1月	訪問・通所サービスと短期入所サービスの利用枠を一本化(国) 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の実施(区)
	10月	「第2期介護保険事業計画素案」公開(区)
平成15年	3月	介護報酬の改定(国) 「第2期介護保険事業計画」を策定(区)
	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定(区)
	12月	介護給付費通知の実施(介護費用適正化特別対策事業)(区)
平成17年	2月	第162回国会に介護保険制度改革関連法案提出(国)
	3月	「介護保険法施行法の一部を改正する法律」公布(3月31日)(国)

2 被保険者

介護保険の被保険者は次のように区分されます。

(1) 第1号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の方

(2) 第2号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

住所地特例被保険者

杉並区から区外の特別養護老人ホームなどの介護保険施設に住所を移した方も引き続き杉並区の被保険者になります。

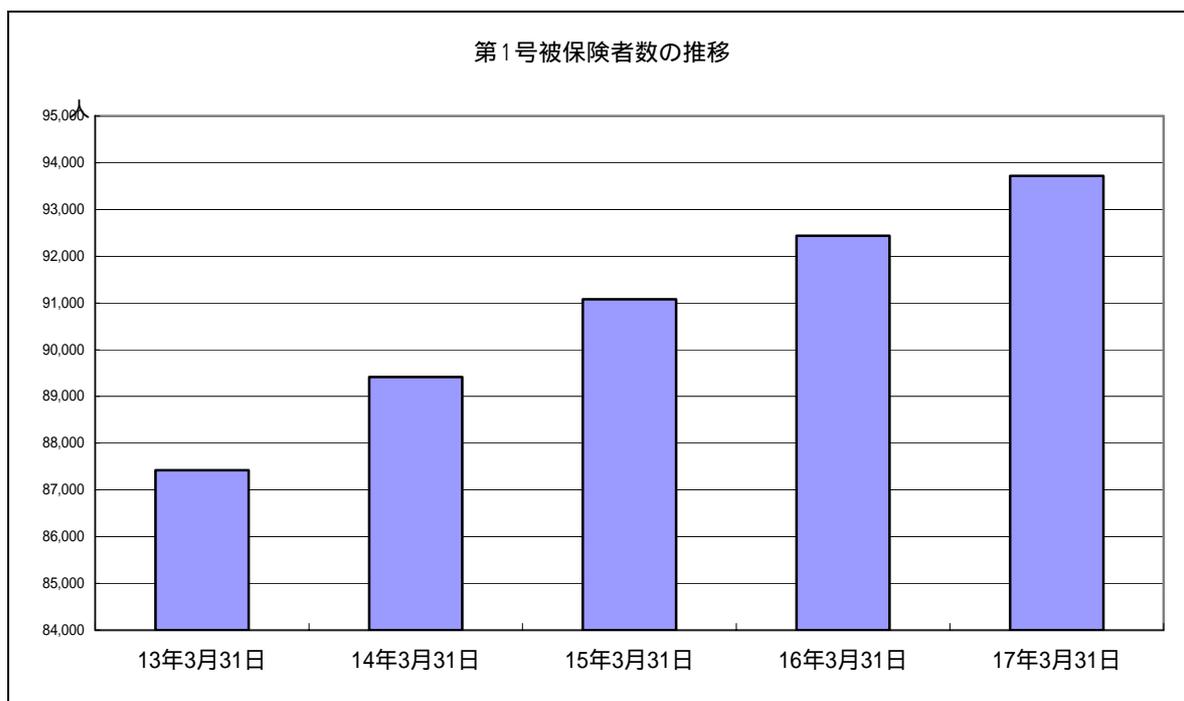
2 - 表1 第1号被保険者数

(平成17年3月31日現在)

男	女	計	住所地特例 被保険者 (再掲)	外国人 (再掲)
37,547	56,174	93,721	596	449

2 - 表2 第1号被保険者数の推移

被保険者数				
13年3月31日	14年3月31日	15年3月31日	16年3月31日	17年3月31日
87,421	89,417	91,078	92,439	93,721



3 介護保険料

(1) 第1号被保険者

保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。

平成17年度までの保険料額は、基準年額を36,000円(第3段階)とし、区民税課税状況等により下表のとおり5段階の保険料を設定しています。

介護保険料額

段階	対象者	16年度保険料年額(月額)
第1段階 基準年額×0.5	生活保護受給者または世帯全員が 区民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	年 18,000円 (月 1,500円)
第2段階 基準年額×0.75	世帯全員(1人世帯を含む)が 区民税非課税	年 27,000円 (月 2,250円)
第3段階 基準年額	本人が区民税非課税で 他の世帯員が区民税課税	年 36,000円 (月 3,000円)
第4段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税 (合計所得200万円未満)	年45,000円 (月 3,750円)
第5段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税 (合計所得200万円以上)	年54,000円 (月 4,500円)

保険料の納付方法

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は年金から天引きされる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

3 - 表1 介護保険料収納状況

(単位 円)

年度	区分	調定額A	収入額B	還付未済額C	収納率D (B-C)÷A	未納額E A-(B-C)	不納欠損額
12	特別徴収	654,402,854	658,066,652	3,663,798	100.00%	0	0
	普通徴収	170,780,505	154,192,033	431,231	90.03%	17,019,703	0
	合計	825,183,359	812,258,685	4,095,029	97.94%	17,019,703	0
13	特別徴収	1,997,442,421	2,002,841,343	5,398,922	100.00%	0	0
	普通徴収	520,509,477	477,469,118	939,392	91.55%	43,979,751	0
	合計	2,517,951,898	2,480,310,461	6,338,314	98.25%	43,979,751	0
	滞納繰越分	16,944,652	8,763,868	49,410	51.43%	8,230,194	0
14	特別徴収	2,715,909,435	2,721,215,671	5,306,236	100.00%	0	0
	普通徴収	696,214,083	633,641,391	1,690,426	90.77%	64,263,118	0
	合計	3,412,123,518	3,354,857,062	6,996,662	98.12%	64,263,118	0
	滞納繰越分	51,960,183	14,866,521	98,766	28.42%	37,192,428	6,501,058
15	特別徴収	2,865,215,130	2,871,751,025	6,535,895	100.00%	0	0
	普通徴収	705,242,128	636,254,202	1,897,569	89.95%	70,885,495	0
	合計	3,570,457,258	3,508,005,227	8,433,464	98.01%	70,885,495	0
	滞納繰越分	94,630,956	21,315,954	105,251	22.41%	73,420,253	24,763,016
16	特別徴収	2,872,564,090	2,878,715,302	6,151,212	100.00%	0	0
	普通徴収	729,575,378	657,912,080	1,940,872	89.91%	73,604,170	0
	合計	3,602,139,468	3,536,627,382	8,092,084	97.96%	73,604,170	0
	滞納繰越分	119,165,207	23,701,895	46,877	19.85%	95,510,189	41,402,581

3 - 表 2 介護保険料普通徴収・口座振替率の推移（振替基準日：3月31日現在）

年度	被保険者数 A	特徴結果数 B	代理納付数 C	普徴者数 A-B-C=D	口座振替数 E	口座振替率 D / E
12	87,421	66,778	755	19,888	6,159	30.97%
13	89,417	69,788	806	18,823	6,806	36.16%
14	91,078	71,183	909	18,986	7,471	39.35%
15	92,439	73,057	1,008	18,374	7,732	42.08%
16	93,721	73,721	1,108	18,892	8,440	44.67%

保険料の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請ができます。審査の結果により認められた場合、一定期間保険料が減免されます。

3 - 表 3 介護保険料減免状況

年度	減免件数及び減免額	
	件数	減免額（円）
12	3	15,436
13	5	47,028
14	1	11,070
15	2	20,250
16	2	22,500

（2）第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。集められた保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、給付費に応じて、区市町村に交付されます。

4 要介護認定

(1) 要介護(要支援)認定の申請

区役所・福祉事務所・ケア24で申請を受け付けます。

4 - 表1 認定申請・認定審査状況

種 別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
認定申請件数	19,112	19,104	20,610	21,992	22,911
内 区分変更申請件数	644	875	1,275	1,555	1,679
審査会開催回数	505	521	559	582	610
審査会判定件数(認定件数)	17,211	18,784	20,311	21,103	22,556

4 - 表2 平成16年度申請件数月次推移

月 別	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
4月	476	27	1,081	140	0	1,724
5月	414	26	1,123	133	0	1,696
6月	444	15	1,463	154	0	2,076
7月	421	18	1,685	118	0	2,242
8月	446	20	1,293	144	0	1,903
9月	383	11	1,456	139	0	1,989
10月	390	21	1,339	129	0	1,879
11月	469	21	1,355	128	0	1,973
12月	421	20	1,219	134	0	1,794
1月	421	16	1,549	143	0	2,129
2月	414	20	1,118	142	0	1,694
3月	426	20	1,191	175	0	1,812
合計	5,125	235	15,872	1,679	0	22,911

4 - 表3 年度別認定申請件数

年 度	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
12	4,978	133	13,355	644	2	19,112
13	4,950	172	13,106	875	1	19,104
14	5,313	192	13,829	1,275	1	20,610
15	5,513	242	14,682	1,555	0	21,992
16	5,125	235	15,872	1,679	0	22,911

(2) 認定調査

区の職員が区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し心身の状況などを調査します。

4 - 表4 事業所別調査件数

年度	区役所	福祉事務所	ケア24	社会福祉協議会	その他	合計
12	2	10,587	3,359	299	3,737	17,984
13	8	8,525	5,150	439	4,659	18,781
14	5	5,108	10,020	376	4,670	20,179
15	8	5,001	11,662	489	4,682	21,842
16	4,574	0	12,120	236	5,683	22,613

* 社会福祉協議会は平成15年度からさんあい公社の事業を引き継ぎました。

* 福祉事務所は平成16年度から区役所認定係と統合されました。

【要介護認定調査従事者研修】

区では、認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するために、必要な知識・技能を修得することを目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

4 - 表5 平成16年度研修開催実績

	回数	参加人数合計	備考
新任研修	8	74	随時開催
現任研修	1	173	11月開催

4 - 表6 介護認定審査会委員数 (平成17年3月31日現在)

区分	医療	保健	福祉	合計
委員数	71	34	37	142

4 - 表7 判定結果内訳

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	内再調査	
12	居宅	332	2,734	4,698	2,343	1,229	911	605	12,852	13
	施設	23	127	743	752	754	1,060	900	4,359	18
	合計	355	2,861	5,441	3,095	1,983	1,971	1,505	17,211	31
13	居宅	242	2,532	4,430	2,751	1,563	1,190	847	13,555	5
	施設	10	101	598	826	977	1,415	1,302	5,229	4
	合計	252	2,633	5,028	3,577	2,540	2,605	2,149	18,784	9
14	居宅	259	2,911	5,275	2,993	1,623	1,125	844	15,030	2
	施設	12	66	562	806	906	1,434	1,495	5,281	1
	合計	271	2,977	5,837	3,799	2,529	2,559	2,339	20,311	3
15	居宅	354	3,687	5,570	2,134	1,417	1,055	823	15,040	1
	施設	16	196	722	716	1,057	1,512	1,844	6,063	1
	合計	370	3,883	6,292	2,850	2,474	2,567	2,667	21,103	2
16	居宅	387	3,933	6,208	2,283	1,423	1,088	859	16,181	0
	施設	13	168	746	759	1,167	1,565	1,957	6,375	0
	合計	400	4,101	6,954	3,042	2,590	2,653	2,816	22,556	0

「居宅」「施設」は、認定調査時において区分しています。

(3) 認定

二次判定を基に、要支援・要介護1～5の6段階の認定を行います。

非該当（自立）...介護保険サービスの利用はできません。

4 - 表8 年別要介護（要支援）認定者数

区分	第1号被保険者		第2号被保険者		小計		合計
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	
13.3.31	1,273	8,369	7	235	1,280	8,604	9,884
14.3.31	1,629	9,585	15	280	1,644	9,865	11,509
15.3.31	1,974	11,131	16	332	1,990	11,463	13,453
16.3.31	2,702	12,078	23	365	2,725	12,443	15,168
17.3.31	2,952	12,842	32	394	2,984	13,236	16,220

4 - 表9 第1号被保険者年齢別認定者数

(平成17年3月31日現在)

年齢	被保険者数	要支援 (A)	要介護(B)						合計 (A+B)
			1	2	3	4	5	小計	
65～69歳	25,055	123	238	88	72	68	68	534	657
70～74歳	23,871	349	564	230	157	168	148	1,267	1,616
75～79歳	19,705	717	941	329	314	262	273	2,119	2,836
80～84歳	13,050	901	1,335	457	386	357	334	2,869	3,770
85～89歳	7,317	578	1,215	496	410	443	430	2,994	3,572
90～94歳	3,532	236	694	387	342	369	348	2,140	2,376
95～99歳	1,035	45	155	96	119	181	229	780	825
100歳以上	156	3	14	10	19	48	48	139	142
合計	93,721	2,952	5,156	2,093	1,819	1,896	1,878	12,842	15,794
被保険者に対する比率		3.15%	5.50%	2.23%	1.94%	2.02%	2.00%	13.70%	16.85%

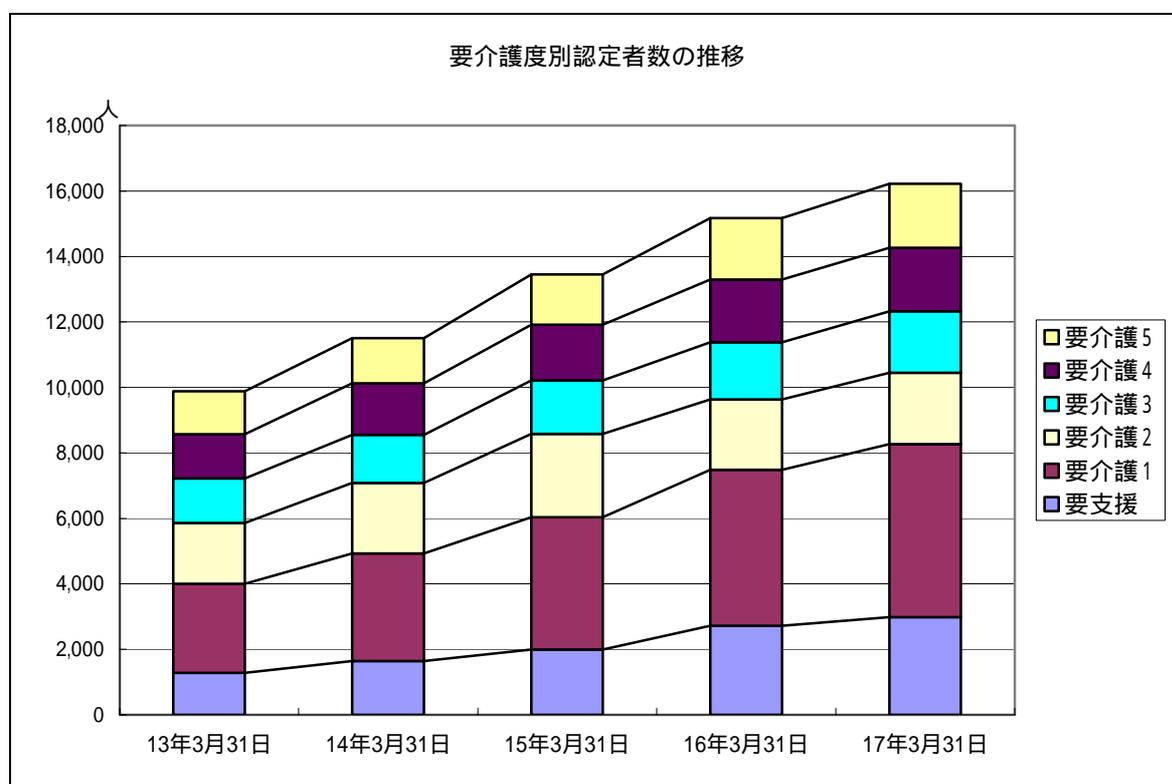
4 - 表10 第2号被保険者年齢別認定者数

(平成17年3月31日現在)

年齢	要支援 (A)	要介護(B)						合計 (A+B)
		1	2	3	4	5	小計	
40～44歳	0	3	2	0	2	1	8	8
45～49歳	0	5	6	6	3	5	25	25
50～54歳	8	12	12	3	5	7	39	47
55～59歳	8	52	24	18	15	25	134	142
60～64歳	16	56	40	36	21	35	188	204
合計	32	128	84	63	46	73	394	426

4 - 表 11 要介護度別認定者数の推移

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
13.3.31	1,280	2,724	1,859	1,354	1,360	1,307	9,884
14.3.31	1,644	3,282	2,161	1,467	1,578	1,377	11,509
15.3.31	1,990	4,044	2,545	1,640	1,692	1,542	13,453
16.3.31	2,725	4,762	2,140	1,754	1,916	1,871	15,168
17.3.31	2,984	5,284	2,177	1,882	1,942	1,951	16,220



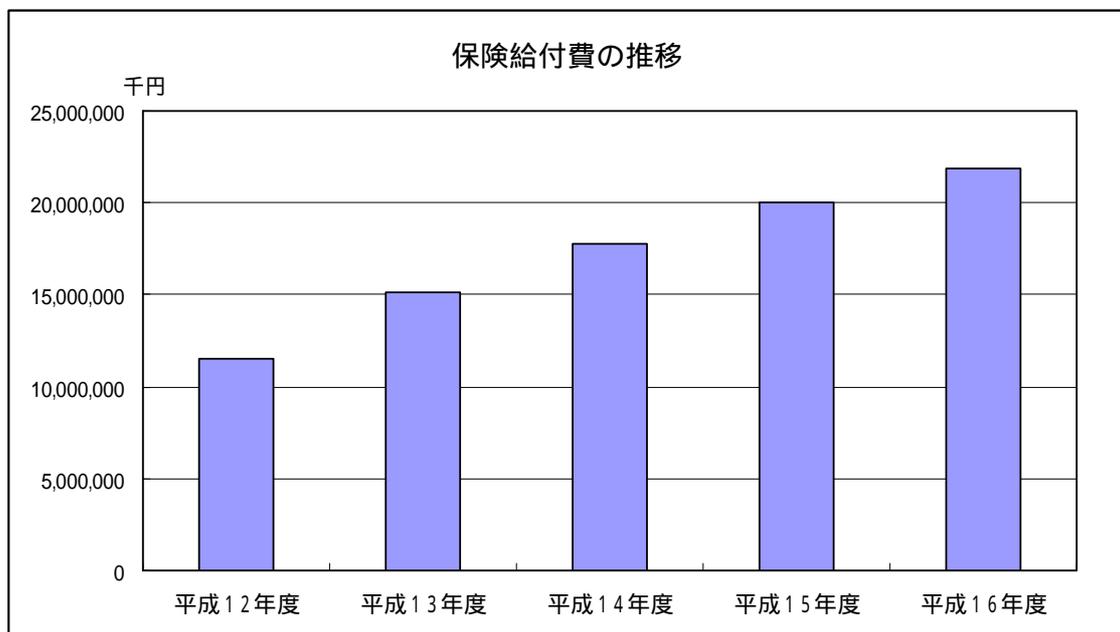
5 介護保険給付

介護保険サービスは、要支援・要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。
サービスには居宅サービスと、施設サービスの2種類があります。
利用者負担額はサービス費用の1割で、9割は保険給付されます。

(1) 保険給付費の推移

5 - 表1 保険給付費の推移 (単位 千円)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
11,559,893	15,168,793	17,791,087	20,026,250	21,838,731



(2) 居宅サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

5 - 表2 居宅介護（支援）サービス利用者数 【4月審査（3月利用分）】

年 度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
1 2	870 (3)	1,876 (45)	1,189 (43)	766 (21)	589 (17)	548 (23)	5,838 (152)
1 3	1,086 (5)	2,407 (53)	1,487 (47)	910 (36)	709 (14)	600 (22)	7,199 (177)
1 4	1,282 (4)	3,011 (60)	1,787 (60)	977 (36)	729 (18)	621 (29)	8,407 (207)
1 5	1,785 (9)	3,622 (89)	1,560 (48)	1,078 (40)	898 (29)	723 (34)	9,666 (249)
1 6	1,929 (15)	3,997 (87)	1,563 (52)	1,196 (48)	942 (28)	761 (33)	10,388 (263)

()内は第2号被保険者再掲
福祉用具購入費・住宅改修費のみの利用者は含みません。

(3) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

5 - 表3 施設介護サービス利用者数 【4月審査（3月利用分）】

年 度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
1 2	1,233 (11)	437 (8)	193 (10)	1,863 (29)
1 3	1,239 (12)	484 (6)	245 (6)	1,968 (24)
1 4	1,393 (9)	461 (13)	296 (8)	2,150 (30)
1 5	1,431 (16)	453 (11)	446 (12)	2,330 (39)
1 6	1,456 (11)	515 (7)	426 (12)	2,397 (30)

()内は第2号被保険者再掲

(4) 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で、保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

5 - 表4 福祉用具購入費の支給 (単位 円)

年 度	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 2	84	1,866,190	907	26,511,282	991	28,377,472
1 3	138	3,153,083	1,493	43,526,423	1,631	46,679,506
1 4	171	4,468,771	1,789	51,408,826	1,960	55,877,597
1 5	268	6,390,349	1,938	56,051,272	2,206	62,441,621
1 6	281	6,345,291	1,878	52,793,648	2,159	59,138,939

(5) 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

5 - 表5 住宅改修費の支給 (単位 円)

年 度	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 2	113	11,420,769	804	86,707,003	917	98,127,772
1 3	222	25,634,158	1,294	149,191,830	1,516	174,825,988
1 4	279	33,618,742	1,459	167,112,830	1,738	200,731,572
1 5	360	42,856,759	1,667	182,762,128	2,027	225,618,887
1 6	392	45,421,769	1,526	161,465,530	1,918	206,887,299

(6) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

5 - 表6 高額介護サービス費の支給

(単位 円)

年 度	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税等		左記以外の世帯		合 計	
	上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 2	588	4,652,298	2,379	12,983,546	394	1,650,473	3,361	19,286,317
1 3	1,563	16,490,657	16,098	92,153,935	2,989	13,577,987	20,650	122,222,579
1 4	596	8,400,929	14,296	84,212,665	4,483	26,059,561	19,375	118,673,155
1 5	708	10,309,586	16,852	100,001,889	6,258	37,526,167	23,818	147,837,642
1 6	577	8,558,261	20,005	119,390,911	7,660	46,368,227	28,242	174,317,399

第2号被保険者を含みます。

(7) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

5 - 表7 利用者負担額の減免

年 度	減額件数		免除件数		合 計	
1 2	0	(0)	0	(0)	0	(0)
1 3	0	(0)	2	(1)	2	(1)
1 4	0	(0)	0	(0)	0	(0)
1 5	0	(0)	0	(0)	0	(0)
1 6	0	(0)	1	(0)	1	(0)

()内は第2号被保険者再掲

(8) 食費の自己負担額(標準負担額)の減額

介護保険施設に入所・入院中の食費の自己負担額は、1日あたり780円です。世帯全員の住民税が非課税等に応じ500円または300円に減額されます。

5 - 表8 食費の自己負担額(標準負担額)の減額

区 分	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税等		合 計	
	300円 / 日額		500円 / 日額			
13.3.31	47	(0)	307	(5)	354	(5)
14.3.31	76	(0)	535	(11)	611	(11)
15.3.31	112	(0)	886	(19)	998	(19)
16.3.31	158	(0)	1,211	(20)	1,369	(20)
17.3.31	173	(0)	1,145	(20)	1,318	(20)

()内は第2号被保険者再掲

平成17年10月から施設給付について制度変更となります。

(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費の自己負担額(特定標準負担額)の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費の自己負担額(特定標準負担額)が減額されます。

5 - 表9 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減免

区 分	利用者負担額の減免			食費の自己負担額(特定標準負担額)の減額		
	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税等	合 計	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税等	合 計
13.3.31	145 (5)	333 (0)	478 (5)	287 (5)	647 (4)	934 (9)
14.3.31	117 (3)	273 (0)	390 (3)	235 (3)	504 (3)	739 (6)
15.3.31	94 (2)	220 (0)	314 (2)	186 (2)	411 (0)	597 (2)
16.3.31	78 (2)	177 (0)	255 (2)	146 (2)	342 (0)	488 (2)
17.3.31	61 (1)	129 (0)	190 (1)	111 (1)	269 (0)	380 (1)

()内は第2号被保険者再掲

平成17年10月から施設給付について制度変更となります。

5 - 表10 平成16年度介護給付費の状況（給付の件数はレセプト件数）

(単位 円)

種 類	現物給付		償還払い		給付費合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
居宅介護（支援）サービス給付費	251,289	11,384,403,801	23	831,553	251,312	11,385,235,354
訪問介護	92,257	5,028,615,388	7	568,078	92,264	5,029,183,466
訪問入浴介護	7,669	377,892,561	0	0	7,669	377,892,561
訪問看護	15,288	520,244,918	0	0	15,288	520,244,918
訪問リハビリテーション	1,026	20,433,623	0	0	1,026	20,433,623
通所介護	34,897	2,074,777,898	0	0	34,897	2,074,777,898
通所リハビリテーション	6,003	315,383,373	0	0	6,003	315,383,373
福祉用具貸与	59,073	793,494,711	16	263,475	59,089	793,758,186
短期入所	6,958	556,464,481	0	0	6,958	556,464,481
短期入所生活介護（特養）	6,055	471,483,141	0	0	6,055	471,483,141
短期入所療養介護（老健）	773	72,384,436	0	0	773	72,384,436
短期入所療養介護（療養型）	130	12,596,904	0	0	130	12,596,904
居宅療養管理指導	23,116	160,583,550	0	0	23,116	160,583,550
痴呆対応型共同生活介護	1,389	326,601,652	0	0	1,389	326,601,652
特定施設入所者生活介護	6,956	1,209,911,646	0	0	6,956	1,209,911,646
居宅介護（支援）サービス計画費	112,436	1,016,361,516	0	0	112,436	1,016,361,516
施設介護サービス給付費	29,188	8,959,422,839	5	40,880	29,193	8,959,463,719
介護老人福祉施設サービス	17,787	5,203,803,697	5	40,880	17,792	5,203,844,577
介護老人保健施設サービス	6,070	1,665,094,096	0	0	6,070	1,665,094,096
介護療養型医療施設サービス	5,331	2,090,525,046	0	0	5,331	2,090,525,046
福祉用具購入費	0	0	2,159	59,138,939	2,159	59,138,939
住宅改修費	0	0	1,918	206,887,299	1,918	206,887,299
小 計	392,913	21,360,188,156	4,105	266,898,671	397,018	21,627,086,827
高額介護サービス費	2,425	22,556,394	25,817	151,761,005	28,242	174,317,399
合 計	395,338	21,382,744,550	29,922	418,659,676	425,260	21,801,404,226

6 介護保険関連給付

(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。貸付のための基金額は3,000万円です。

6 - 表1 高額介護サービス費等資金貸付 (単位 円)

年 度	高額介護サービス費		福祉用具購入費		住宅改修費		その他		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
12	9	298,438	10	327,560	19	2,825,532	0	0	38	3,451,530
13	21	435,000	13	679,457	26	3,062,115	0	0	60	4,176,572
14	7	164,300	12	453,011	32	4,559,670	0	0	51	5,176,981
15	10	264,500	11	626,922	16	2,304,756	0	0	37	3,196,178
16	14	443,935	4	325,305	12	1,867,364	0	0	30	2,636,604

(2) 訪問介護利用者負担額助成事業

世帯の生計中心者が所得税非課税で条件にあう方は、訪問介護の利用者負担額が減額されます。

【軽減率】 障害者の方10%の利用者負担額を3%に軽減

高齢者の方10%の利用者負担額を6%に軽減(平成15年7月から平成17年3月まで 平成12年4月から平成15年6月までは3%に軽減)

6 - 表2 訪問介護利用者負担額助成 (単位 円)

年 度	高齢者経過措置			障害者支援措置			合 計		
	認定者数	件数	金 額	認定者数	件数	金 額	認定者数	件数	金 額
12	1,213	9,852	43,917,755	322	2,871	17,883,414	1,535	12,723	61,801,169
13	995	9,999	50,430,043	160	2,451	15,970,959	1,155	12,450	66,401,002
14	826	8,583	45,800,751	147	1,944	13,685,261	973	10,527	59,486,012
15	663	6,920	27,126,369	135	1,691	10,737,684	798	8,611	37,864,053
16	569	5,534	16,901,425	131	1,535	10,017,320	700	7,069	26,918,745

認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計

(3) 住宅改修支援助成事業(ケアマネジャー等支援事業)(平成13年1月開始)

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

6 - 表3 住宅改修支援助成(ケアマネジャー等支援) (単位 円)

年 度	住宅改修支援 (理由書作成助成)	
	件 数	金 額
1 2	22	44,000
1 3	998	1,996,000
1 4	1,046	2,092,000
1 5	483	966,000
1 6	75	150,000

住宅改修支援は、平成15年4月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象です。

(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成(平成14年1月開始)

事業者が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額(介護費負担)の軽減を行った場合、その費用の一部を助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

6 - 表4 確認証発行及び事業者助成 (単位 円)

年 度	確認証発行件数	利用者数	助成事業者数	助成金額
1 3	4	2	2	24,318
1 4	11	15	17	372,559
1 5	79	68	57	1,411,290
1 6	77	70	62	1,829,327

(5) 家族介護慰労金事業(平成13年度開始)

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

【支給要件】

介護保険サービスを1年間利用していない場合(7日以内のショートステイ利用を除く)
世帯全員の区民税が非課税

6 - 表5 家族介護慰労金支給 (単位 円)

年 度	件 数	金 額
13	3	300,000
14	4	400,000
15	4	400,000
16	4	400,000

(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度 平成13年度開始)

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを越えた分について区が助成します。

6 - 表6 介護保険サービス利用者負担額助成 (単位 円)

年 度	件 数	金 額
13	1,025	8,201,432
14	1,259	10,650,053
15	1,291	11,128,101
16	1,057	9,163,130

(7) 給付適正化

介護保険の給付の適正化を図るため、利用者に対し介護給付費通知を発送するとともに、事業所調査を実施しました。

介護給付費通知の発送	年4回	1回	約13,000件
事業所調査	10事業所調査		
	居宅介護支援事業所	5箇所	
	訪問介護事業所	5箇所	

7 財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。

保険料...全体の50%（第1号被保険者18%・第2号被保険者32%）

公費...全体の50%（国25%・都12.5%・杉並区12.5%）

7 - 表1 平成16年度決算内訳

（単位 千円）

科 目		予算現額	決算額
歳入	保険料	3,711,778	3,560,329
	使用料及び手数料	1	0
	国庫支出金	5,523,475	5,460,447
	介護給付費負担金	4,487,660	4,487,660
	調整交付金	1,035,815	972,787
	支払基金交付金	7,115,151	7,069,130
	都支出金	2,772,526	2,775,388
	財産収入	1,582	5,142
	繰入金	3,706,988	3,810,592
	介護給付費繰入金	2,772,525	2,772,525
	事務費等繰入金	528,224	458,224
	準備基金繰入金	406,239	579,843
	繰越金	179,364	179,365
	寄付金	1	0
	諸収入	3,888	4,877
合計		23,014,754	22,865,270
歳出	総務費	332,106	292,622
	保険給付費	22,185,203	21,838,731
	介護サービス費	20,842,124	20,751,744
	支援サービス費	1,127,976	875,343
	高額介護サービス費	177,284	174,317
	審査支払手数料	37,819	37,327
	財政安定化基金拠出金	21,721	21,721
	基金積立金	5,254	5,253
	諸支出金	282,945	278,485
	予備費	187,525	0
合計		23,014,754	22,436,812

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

8 - 表 1 委員数

区 民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合 計
8	2	2	3	7	22

8 - 表 2 平成16年度介護保険運営協議会開催実績

	開催日	主な内容
第1回	平成16年 4月22日	平成16年度介護保険事業会計予算、要介護認定及び要支援認定の更新に係る有効期間の拡大、認知症（痴呆性）高齢者支援体制検討会報告及び今後の取組、ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステム検討会報告及び今後の取組、その他
第2回	平成16年 8月 5日	介護保険制度に関する苦情・要望、杉並区保健福祉サービス苦情調整委員運用状況報告、第2期介護保険事業計画と15年度事業実績、介護保険制度の見直し、杉並区基本計画・実施計画素案、在宅介護支援センターの動向、その他
第3回	平成16年12月16日	「すぎなみ五つ星プラン」杉並区基本計画・実施計画（高齢者分野）、介護保険制度の見直し、保険者からの提案に対する意見、第3期介護保険事業計画策定等について、16年度杉並区高齢者実態調査、16年度高齢者虐待に関する調査、施設整備状況、その他
第4回	平成17年 2月14日	生活圏域の設定、介護保険制度改革国からの状況及び東京都からの提案提出、第3期介護保険事業計画策定の課題整理、「痴呆」に変わる用語、高齢者実態調査（速報版）、高齢者虐待に関する調査（速報版）、その他

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

9 - 表1 介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数

区分 年度	要介護認定	介護保険料	介護 サービス料	介護事業者及 び保険給付	その他	合 計
12	29	10	16	190	72	317
13	17	5	11	142	65	240
14	19	2	9	113	46	189
15	17	7	0	106	74	204
16	9	2	3	87	46	147

9 - 表2 相談対応結果

区分 年度	相談者への 説明・助言	当事者間を 調整	他機関を紹介	その他	合 計
12	215	95	2	5	317
13	133	72	2	33	240
14	117	64	2	6	189
15	127	73	2	2	204
16	82	55	8	2	147

9 - 表3 東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求

区分 年度	東京都国民健康保険団体 連合会との調整	東京都介護保険審査会 への審査請求	合 計
12	5	1	6
13	4	108	112
14	1	28	29
15	4	31	35
16	5	0	5

10 事業者支援

(1) 事業者連絡会

区とサービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

10 - 表1 開催実績

名 称	実施回数
介護サービス事業者連絡会（全体会）	3
訪問介護事業者連絡会	1
通所介護・通所リハビリ事業者連絡会	4
特定施設・認知症対応型共同生活介護事業者連絡会	1
福祉用具貸与事業者連絡会	1
基準該当事業者連絡会	1

(2) ケアマネジャー支援事業

10 - 表2 ケアマネジメント研修

	内 容
第1回	「東京都における在宅サービス事業者への指導検査の状況について」 「高齢者の食生活の実態」
第2回	「介護保険制度見直しの概要」 「介護報酬の請求方法について」
高齢者住宅改修研修	「住宅改修に関する社会動向」 「住宅改修事例の検討」(グループワーク)

10 - 表3 研修会 事例検討会

「 」研修会 ・事例検討会

主 催	内 容
東福祉事務所	「虐待ケースにおける家族の関係性理解のためのジェノグラムの書き方」 ・虐待ケースにおける家族の関係性を理解する事例検討 「虐待事例検討と介入のポイント」
西福祉事務所	「ケアマネを解任された事例」 「ケアマネジャーが困った時のケア24・区の対応」 「虐待の気づきと実践的な対応」
南福祉事務所	「ケアマネジャーに活かすカウセリング ～自己メンタル管理」 「精神疾患の理解 統合失調症・うつ・片付けられない人等への接し方」 「アルコール依存症の家族への対応について」 ・認知症徘徊高齢者の対応

スーパーバイザー養成セミナー

ケアマネジメントリーダーと区が協働で企画運営

在宅介護支援センターケア24の職員を対象に実施

対人援助トレーナー 奥川幸子氏の講義と事例検討を中心に7回開催

10 - 表 4 サービス事業者交流会

主 催	内 容
南福祉事務所	介護支援専門員による運営委員が企画し、2回開催

10 - 表 5 サービス担当者会議開催支援

主 催	内 容
東福祉事務所	各種事業者への出席依頼、ケア24との連携してのケース対応支援
西福祉事務所	ケアカンファレンスの開催が困難な事業者への相談支援
南福祉事務所	ケアマネジャーからの相談で開催方法などの助言や会議への参加

10 - 表 6 援助困難ケースケアマネジメント支援

主 催	内 容
東福祉事務所	ケアマネジャー・ケア24からの相談に対応
西福祉事務所	関係する機関の紹介や、機関連携支援などのソーシャルワーク支援
南福祉事務所	精神障害者、高齢者虐待、成年後見制度事業でケアマネジャーのみでは対応できないケースについて支援

けあまね通信の発行

6回

1.1 趣旨普及

区民の皆様、介護保険の趣旨や利用方法について、よく知っていただくための広報活動を行っています。

11 - 表1 ちらし・パンフレット・冊子

タイトル等	配布方法・配布場所
介護保険だより	保険料通知書に同封
同テープ版・点字版	保険料通知書に同封
わたしたちの介護保険	保険料通知書に同封
同テープ版・点字版	保険料通知書に同封
すぎなみ暮らしを支える介護保険	区窓口及びケア24で配布
介護保険利用者ガイド	区窓口及びケア24で配布
杉並区介護保険サービス事業者ガイドブック	区窓口及びケア24で配布
介護保険 住宅改修の手引き	区窓口、ケア24及び福祉機器展示センターで配布

11 - 表2 広報すぎなみ（主な掲載記事）

記事名	配布方法・配布場所
介護保険料納入通知書発送	新聞折込、公共施設等で配布
介護保険給付費通知書発送	

11 - 表3 ポスター

タイトル	掲示場所
「介護保険料 納め忘れはありませんか」	区内掲示板、区内関連施設

平成17年度版

すぎなみの介護保険

平成16年度実績

平成17年9月発行

登録印刷番号

17-0067

発行 杉並区役所保健福祉部介護保険課
杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 (03)3312-2111